

5 印紙税

印紙税は、契約書等の文書を作成した場合に、印紙を貼り付けることで納める税である。

1. 課税の対象

- ① 不動産の売買契約書
- ② 地上権・土地賃借権の設定契約書
- ③ 営業に関する金銭の受取書

2. 非課税となるもの

- ① 建物の賃貸借契約書
- ② 記載金額5万円未満の受取書
- ③ 営業に関しない受取書
- ④ 国・地方公共団体等が作成した文書

3. 納税義務者

- (1) 納税義務者は、課税文書の作成者である。2人以上の者が共同して作成した場合、連帯して納税義務を負う。
- (2) 代理人が、代理人名義で課税文書を作成した場合、当該代理人が納税義務者となる。
- (3) 国等と私人が共同して課税文書を作成した場合、国等が保存するものは私人が作成したものとみなされるので、印紙を貼る必要がある。逆に私人が保存するものは国等が作成したものとみなされるので、印紙を貼る必要はない。

4. 課税標準

印紙税の課税標準は、原則として文書の記載金額であるが、例外として記載された金額に関係なく、一律に一定の金額が課税される場合もある。